

平成 25 年 7 月 24 日  
年金記録問題に関する特別委員会

## 報告書の作成方針（案）

### 1. 報告書の記述の対象期間

- ① 日本年金機構設立以降のみならず、社会保険庁時代の対策・事象も含める。
- ② 現在の「年金記録特別委員会」のみならず、「年金記録問題作業委員会」、「年金記録問題拡大作業委員会」及び「年金記録回復委員会」の審議テーマを含める。

### 2. 「年金記録問題」としてとらえる範囲

「持ち主不明の未統合の記録の問題」、「年金記録内容の誤りの問題」（標準報酬遡及訂正事案等）に加え、「その他の年金額にかかわる問題」（3号不整合問題等）についても記述範囲に含める。

### 3. 報告書の作成・構成のイメージ

#### ① 報告書の素案の作成

磯村委員長・岩瀬委員・三木委員（上記3つの委員会すべてに参画）で起草を担当。

#### ② 報告書の構成

##### a. はじめに

- ・ 報告書の趣旨、記述範囲、ねらい（対策への見解と再発防止）

##### b. 本文（取組状況）

- ・ 経緯と問題の所在（未統合記録、標準報酬遡及訂正等）
- ・ これまでの対策（各種便、紙台帳などとの突合せ、キャンペーン等）
- ・ これまでの成果（未統合記録の統合状況、回復額）と費用
- ・ 再発防止策（定期便、ネット、届出書類の電子化等）

##### c. おわりに

- ・ これまでの取組みや再発防止策に対する見解
- ・ 今後に向けての提言

### 4. その他の検討事項

#### ① 記述に関連する計数の取扱い

25年12月末現在（P）の計数により3月末までに一旦報告書として提出し、その後26年3月末時点の計数により厚生労働省・日本年金機構側が補正したものを、両者が6月頃にHPで公表する、などの善後策を講ずる予定。

#### ② 「社会保険労務士へのアンケート」の報告書への取り込みは、アンケート結果を見てから勘案。

#### ③ 製本方法、配布の対象、来年3月のHP掲載方法などは、26年早々に審議予定。

<以上>